

平成22年第4回大台町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集の年月日

平成22年12月13日（月）

2. 招集の場所

大台町議会議場

3. 開 会

12月16日（木）

4. 応招議員

1番	堀江洋子君	2番	廣田幸照君
3番	山本勝征君	4番	小林保男君
5番	大西慶治君	6番	直江修市君
7番	元坂正人君	8番	濱井初男君
9番	村田侑康君	10番	小野恵司君
11番	前田正勝君	12番	中西康雄君
13番	上岡國彦君	14番	伊藤勇三郎君

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員数

14名

7. 欠席議員

なし

8. 地方自治法第 121条の規定により説明の為出席した者の職氏名

町 長	尾上武義君	副 町 長	余谷道義君
教 育 長	村田文廣君	総 務 課 長	上瀬勉史君
会 計 管 理 者	高西立八君	企 画 課 長	東 久生君
町民福祉課長	磯田諄二君	健康ほけん課長	大滝安浩君
税 務 課 長	立井靖樹君	生活環境課長	鈴木好喜君
産 業 課 長	野呂泰道君	建 設 課 長	高松淳夫君
報徳病院事務長	尾上 薫君	総合支所長	谷口俊彦君
大杉谷出張所長	寺添幸男君		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山幸也君	同 書 記	北村安子君
--------	-------	-------	-------

10. 会議録署名議員の氏名

6番 直江修市君	7番 元坂正人君
----------	----------

11. 議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 2 総務教育民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 3 産業建設常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 議案第79号 平成21年度（繰越）森林整備加速化・林業再生事業日進公民館改築工事請負契約の変更について
- 日程第 5 議案第80号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第81号 大台町支所及び出張所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第82号 平成22年度大台町一般会計補正予算（第11号）

日程第 8 議案第 8 3 号 平成 2 2 年度大台町国民健康保険事業特別会計
補正予算 (第 3 号)

日程第 9 議案第 8 4 号 平成 2 2 年度大台町介護保険事業特別会計補正
予算 (第 2 号)

日程第 1 0 議案第 8 5 号 平成 2 2 年度大台町後期高齢者医療事業特別会
計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 1 議案第 8 6 号 平成 2 2 年度大台町国民健康保険病院事業会計
補正予算 (第 2 号)

(第 3 号の追加 1)

日程第 1 議案第 8 0 号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例につ
いて、撤回の件

(第 3 号の追加 2)

日程第 1 議案第 8 7 号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例につ
いて

日程第 2 議案第 8 8 号 大台町生活改善センター条例の一部を改正する
条例について

(第 3 号の追加 3)

日程第 1 議案第 8 9 号 平成 2 2 年度大台町一般会計補正予算 (第 1 1
号)

(午前9時00分 再開)

再開の宣言

○議長（大西慶治君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから平成22年第4回大台町議会定例会を再開します。

ただちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（大西慶治君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりです。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（大西慶治君） 日程第1「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（大西慶治君） 日程第2「総務教育民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（大西慶治君） 日程第3「産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

産業建設常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議案第79号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第4 議案第79号「平成21年度（繰越）森林整備加速化・林業再生事業日進公民館改築工事請負契約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第79号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号の質疑～採決

○議長（大西慶治君） 日程第5 議案第80号「大台町立公民館条例の一部を改正する条例について」、この条例については、町長より撤回の申し出があります。

○議長（大西慶治君） しばらく休憩します。

再開は10時ちょうどとします。

（午前 9時04分 休憩）

（午前10時00分 再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大西慶治君） 先ほど開催されました議会運営委員会の結果について、事務局長から報告させます。

事務局長。

○議会事務局長（西山幸也君） それでは、議会運営委員会の協議結果をご報告いたします。

議案第8号の大台町立公民館の一部を改正する条例について、町長から議案撤回の請求がございました。議会運営委員会では撤回を承認いたしました。会議規則第20条によりまして、撤回には議会の許可が必要ですので、まずお手元に配付の議事日程のとおり、最初に議案撤回の件を議題とさせていただきます。

議案の撤回の許可が整いましたら、新たに調整されております公民館条例の一部改正の議案と、それに関連する追加議案の送付を受けておりますので、会議規則第22条により、日程の順序を変えてこの追加議案についての説明から採決までを行っていただきます。

その後、13日に提出されました、議案第81号から順次質疑から採決までをよろしく願います。

なお、別に追加議案の予定もございますので、よろしく願います。以上です。

日程の追加

○議長（大西慶治君） 議案第80号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について、撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第80号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について、撤回の件を議題とします。

議案第80号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について、撤回の理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（鈴木 恒君） 議案第80号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について、撤回の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、日進公民館の改築に伴い一部改正をお願いいたしました。が、当条例の中に使用料を規定する第8条の荻原公民館に、本来一般公開とし占有使用ができない図書館が入っておりましたこと、また8条中、その他の公民館とされ、就業センターを拠点とする三瀬谷公民館の使用料につきましても、条例の中にございませんでしたので、そういう瑕疵がありましたために、今回、上程させていただきました一部改正条例についてを取り下げさせていただくということでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（大西慶治君） お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第80号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について、撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について、撤回の件を許可することに決定しました。

○議長(大西慶治君) 暫時、休憩します。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時07分 再開)

○議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号の上程～採決

○議長(大西慶治君) ただいま、町長から、議案第87号から議案第88号が提出されました。

お諮りします。

議案第87号から議案第88号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2とし、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号から議案第88号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2とし、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第87号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

○**議会事務局長（西山幸也君）** 議案第87号 大台町立公民館条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成22年12月16日提出

大台町長 尾上武義

裏面の別紙でございます。大台町立公民館条例の一部を改正する条例 大台町立公民館条例（平成18年条例第147号）の一部を次のように改正する。第2条の表、日進公民館の項中、大台町新田238番地を、大台町新田239番地1に改める。

第8条第2項中、中央公民館、日進公民館及び荻原公民館のを削り、同条第3項を削る。

別表を次のとおり改める。別表につきましては、省略をさせていただきます。なお定例会資料追加議案改正条例、新旧対照表のありますアンダーライン部分、これが改正内容でございますので、ご参照をお願いします。以上です。

○**議長（大西慶治君）** 本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○**教育課長（鈴木 恒君）** 議案第87号 大台町公民館条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

当条例につきましては、現在新田地内におきまして改築を進めております日進公民館の工事の完成後、3月7日から使用したいこと及び使用料に関する第8条と別表を改正させていただくものです。別表におきます改正内容につきましては、日進公民館につきましては、改築中の日進公民館のものに。中央公民館につきましては、結婚式料金に関するものを削除。荻原公民館につきましては、建物の現状の区分に訂正をし、一般公開とするべき図書室を含まないこととしたと。そして新しく三瀬谷公民館に伴う部分を設けさせていただいたということでございます。

施行日につきましては、公布の日とするものでございますが、日進公民館に伴う

ものにつきましては、平成23年3月7日とするものでございますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） まず原案に反対の発言を許します。

次に、原案に賛成の発言を許可します。

前田議員。

○11番（前田正勝君） 私、この議案第87号について賛成の立場から討論いたしたいと思えます。

日進公民館の原資は、森林整備加速化林業再生事業で行うと理解しておりますが、目的も承知をしております。高齢化、過疎化、共同体社会の崩壊の今、ますます社会教育の重要性が求められております。旧日進公民館は昭和50年に竣工され、地域の人たち、とりわけ日進会の皆さんのさまざまな活動の拠点として、重要視されてきたらうと思えます。また日進出張所もここにグリーンプラザからの移転となるそうですが、社会、教育、行政上、日進地域のあらゆる面での発展に寄与するんだらうと思っております。

そして町の発展にもつながっていくんだらうと確信をしております。よって賛成の立場から討論いたします。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 87 号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

議案第 88 号の上程～採決

○議長（大西慶治君） 追加日程第 2 議案第 88 号 大台町立生活改善センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（西山幸也君） 議案第 88 号 大台町生活改善センター条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成 22 年 12 月 16 日提出

大台町長 尾上武義

別紙、大台町生活改善センター条例の一部を改正する条例

大台町生活改善センター条例（平成 18 年条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。なお別表については省略させていただきます。定例会資料追加議案改正条例、新旧対照表の改正部分を示すアンダーライン部分をご参照をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（大西慶治君） 本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 議案第 88 号 大台町生活改善センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

新旧対照表の一番最後のページ、5 ページをご覧くださいと思います。今回

の改正につきましては、一般開放すべきであり占有をしてはいけない図書室が、利用料の額を定めた別表に含まれておりましたこととあわせまして、建設当時と名称が変わってきておりますので、その整合を図るために名称の変更も合わせて行うためでございます。

なお施行日は公布の日からとしております。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第88号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第81号の質疑・討論・採決

○議長（大西慶治君） 日程第6 議案第81号 大台町支所及び出張所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全 員 起 立)

○議長(大西慶治君) 起立全員です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号の質疑・討論・採決

○議長(大西慶治君) 日程第7 議案第82号「平成22年度大台町一般会計補正予算(第11号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

濱井議員。

○8番(濱井初男君) 歳入7ページ、国庫支出金、教育費国庫補助金カモシカ食害対策事業費補助金57万9000円が計上されております。対して歳出は25ページ9款教育費、カモシカ食害対策棚設置工事87万円が計上されております。このことにつきまして、質疑をさせていただきたいと思っております。

この補助事業は、文化庁の所掌でございまして、カモシカと人との共生を図って、

そして特別天然記念物に指定しておりますカモシカの保護を合わせて行っていくと、共存共栄の趣旨があるわけでございます。今回のこの事業費補助金につきましては、昨年6月の全戸に対するこの事業の回覧による配布にしたがって出てまいりましたものにつきまして、県の教育委員会の調査、それから県から委嘱されています大台町の調査員の調査等を経て、そして県への協議を踏まえながら要求されて、ことし3月、本年度の定例会における予算の成立をみたところでございます。今年度になりまして入札を行い、現在宮川森林組合が事業を進めておるということでございまして、この事業の中で一部変更が生じたということで、今回の措置になっております。

まずその中身でございますが、川合地区で0.6haの追加ということをお願いしておりますが、もう少し具体的に全体どのぐらい、何ヘクタールあって、ちょっと私も忘れちゃったので、何ヘクタールあって、そして今回0.6haになって、総延長がもっと何m、何キロメートルあって、そしてどの程度伸びたかということ、まず1点お伺いしたいと思います。

それから、このカモシカにつきましては、いわゆる戦前・戦後いわゆる食料として乱獲されて、そしてそれが激減したということで、昭和9年でしたか、昭和6年だったかな、そのころに記念物になって、そしてその後も激減していく中で、昭和30年代になって特別天然記念物に指定されて、国と国民が保護をしていくというふうになったように私は理解しております。

その中で全国的に確か15県でしたか指定されて、三重県におきましてはいわゆる鈴鹿山地保護区、それから紀伊山地保護区ということで、指定されておるわけです。宮川の上流と言いますか、あそこの国有林を中心として、大杉谷地域を中心として指定されておるということで、その指定されておる地域を含む市町に対して、この経費の補助がされておるということでございます。

したがって、10何年前から合併前の宮川村からこの予算措置をされておりますけれども、合併後は大台町もということで川合が入ってきたということでございます。私はもともとこの食害対策というのは、農林業に対する食害対策だと、し

たがいまして農産物も該当しますでしょうし、それから近年広葉樹の植林が言われておりますということで、トヨタ財団あるいはイオン財団等、また民間の方も積極的に広葉樹の植栽なさっておるわけですけれども、この広葉樹に対してもやはり新芽を食い荒らされるという現実がございます。そういった対象を、どのように教育委員会は考えておられるのか。そのご見解をこの際、お伺いしたいと思います。この2点、まずはお聞きしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（鈴木 恒君） 濱井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

事業につきましては、総事業、変更後であります。変更前が17.53ha、延長にしまして斜距離という表現なんです。8057.2mというようなことで、林班にして11林相班というんですか、その部分の面積、所有者につきましては6軒ということしております。このたび変更になった部分につきましては、0.6ha、478.1mの増ということで変更させていただいておるところでございます。

補助金につきましては、国が文化庁のほうから3分の2、県のほうは予算へんたいということしております。予算書に記載したような金額になっております。それから、広葉樹の部分でありますけれども、一応大台町としては植林帯ということで、新植の部分させていただいております。本来広葉樹というのは植林というのはほとんど今のところ、今後水道とかそういう部分では出てくるかもわかりませんが、今のところはほとんど元からあると言いますか、自然ということであえてその被害的な部分ということがされるかどうかという判断に迷うところがあります。

ただ観光地などでは、広葉樹が観光のために必要であるというような判断になれば、それはそうなるかもわかりませんが、今、大台町としては新植林した場所ということで、杉・檜を主にしておりますので、そういう形で進めてさせていただいておるところでございます。以上です。

○議長（大西慶治君） 濱井議員。

○8番（濱井初男君） 今回の変更は、かなり少ないと言いますか、ということで延長も面積も少ないということで、軽微な変更ということで認められると思うんで

す。当然、私も森林所有者の意向をやはり尊重して、より効果的にやっていくという意味合いで、この件は良かったと思っております。当然、県への協議、国もそれを考えて許可をされたということでありましょうし、この件についてはいいと思うんですけども、この3分の2補助ということでございますね、残りは3分の1でございますけれども、もともとの保護要綱にはいわゆる県は6分の1をみるということ、半分ということになっておるようでございます。ところが先ほどご答弁がありましたように、非常に少ない金額に絞られてきておると。今年度当初予算におきましても4170万円程度だったと思いますけれども、その大きな金額ですけれども、3分の2のお金の部分は国が補助をされていますけれども、県は157万円だったと記憶しておりますけれども、残り1割程度しか補助されてない。町が補てんしているということになっておるわけですけれども、このことについても、やはり二つの保護区を持っておる県の立場として、また姿勢としてもっとしっかり配分してもらわないかと、私は思っているんですが、県に対して私はとやかく言うもんではありませんけれども、やはり町としてももとの事業の趣旨を鑑みて、やはり積極的に要請等を図っていくべきだと思ふわけでございます。このことにつきましてもご見解をお伺いしたいと思います。

それから、今の広葉樹の話もございましたけれども、私はこれからますます広葉樹を植えていく必要が出てくると思うんです。水源涵養もそうですし、それから災害防止もそうですし、それから共生を図っていく意味合いで、やはり植林をしてかなければならない。そういう世の中の動きになっておるわけでございますので、やっぱり新芽を食い荒らすという現実がございますので、その辺はやっぱりしっかりと町としての対応と言いますか、県への要請というようなことも、しっかりしていただきたいなと思うんです。合わせてここの我々の議員の仲間にも、同僚議員さんもよく言われますけれども、いつぞや議会でもご発言があったと思うんですけども、今いわゆる網の目が15センチなんですよね、結構大きいんですけども、1.8mの高さで18センチの網目になっておるんですけども、結構広いということで、ウサギやノネズミが入ってくる。ウサギの被害が非常に多いということで、住

民の方からもそういう意見も聞くこともあるんですけども、やっぱりこれはもっともっと共生を図っていくということですので、カモシカだけを対象にしておりますけれども、林野庁やら当時の環境省やら、あるいは今の文化庁の3庁合意で決められたものでありますので、やはりそういうもともとの趣旨を勘案して、やっぱり働きかけというものも、現実論としてやっぱりやっていくべきだと私は思うんです。そのことについても合わせて聞かさせていただきたいと思います。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（鈴木 恒君） 県の補助金につきましては、ちょっと正確な数字でないかもわかりませんが、一応県が示しております計算につきましては、3年の合計×6分の1×0.7と、ただし予算内というようなことで聞いておりました、ことしはおっしゃられる150数万ということで、もう予算がないということですので、今回補正の中には対象と言いますか、もう予算がないということだけでありませんでした。そのことにつきましては、やはり文化財という意味からは、当然県のほうも負担していただくという部分は、教育委員会としてもお願いはしてかんなんらんといいふうに思っております。

それから、広葉樹の関係につきましては、大変難しい部分があると思えますし、国のほうの県なり国の査定と言いますか、認めていただく部分の材料と言いますのは、特別的な植樹というのは、特別、特例的な部分で今は推移しておるようですので、ちょっと研究をさせていただきたいなというふうな感じを持っております。

網目につきましては、あくまでも天然記念物であるカモシカが対象ということで、15センチの角であれば、カモシカそのものの口が入らないと言うか、通らないと言いますか、それだけで十分であると。それを細かくすれば、それだけのコストが網代と言いますか、コスト高になるということも考えられまして、今おっしゃられますウサギとか、そういう部分につきましては、違う獣害対策という担当もありますので、そちらとしていただくというのが、今のところ文化庁の筋なようです。

ただ両方との連携というのは、どういうところで取れるのかという部分については、また研究させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきました

いと思います。以上です。

○議長（大西慶治君） 濱井議員。

○8番（濱井初男君） そういうことだと思うんですけども、一つの網目の話ですと、尾鷲のほうで問題になりましたけれども、いわゆる会計検査の対象になっておったと、コストがかなり、小さくするとやはりかかってくるというようなこともあって、それをしたのために、かなりの膨大な資料を提出させられて、最終的には認められたというふうに私は聞いておりますけれども、やっぱりそういうこともございますし、それから保護区の関係市町、県内の市町ともやはり連携しながら、あるいは町内でも産業課と連絡調整しながら、県に対してもやはり全般的な実質的にその効果のあるやり方について、例えば10センチでいいか、5センチでいいかわかりませんが、そういうようなことも含めて研究をしていただきたいと思うんです。これは教育長できましたら、ご見解についてご答弁いただきたいと思うんですけれども。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 網目の問題になってくると思いますけれども、今のところは国の補助が、文化庁からということでございますので、その制約もございます。今後お話のあるように、対象が広がっていくのかどうか。その辺りも今後と聞いていかなければならない問題だと思っております。

今のところしっかりとしてこうなるということは、お答えできませんけれども、今後その辺り、県のほうとも聞きながら話もしていきたいと存じますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 25ページです。25ページの教育費ということで、図書館費についてお伺いをいたします。図書館費における補正額20万円、この内訳は未来の図書館絵画・作文募集に対して、消耗品費、記念品代で5万1094円、8

月6日実施済。虫の音コンサート等に対しては報奨費、消耗品費、役務費で4万3540円、それが9月30日に実施済。史跡巡りに対しましては、報奨費、役務費で2万3910円、これが10月22日に実施済。文章教室に対しましては報奨費、消耗品費で2万3166円、8月4日、5日実施済。うちわづくりに対しましては、消耗品費、4536円、これが8月7日実施済。写真展に対しましては、報奨費、消耗品費で3万2717円、8月14日から22日、そして10月9日から17日に実施済です。昔の遊びに対しまして、報奨費、消耗品費、記念品代で2万円、これが未実施ということでございます。

実施済の事項につきましては、支出もこれは既に済まされているのではないかとということをお伺いをまずいたします。それから一般質問におきまして、教育委員会、図書館協議会において、企画についてのそれぞれの検討、そして協議はどういった内容であったのかということ、私はお尋ねをしたわけでございますけれども、教育長は本年度の第1回の図書館協議会は7月1日に行われ、図書館の理想像、活動内容を始め利用者をふやすためにはどうすればいいかなどについて話し合いを行いましたと答弁をされました。

実施をされた企画というのは、すべて7月以降でありまして、ためになる和尚さんの話という企画も含めて、これが7月1日の図書館協議会で検討されたのかということについてお伺いをいたします。

また広報に掲載直後の中止の措置についてお伺いをいたしますけれども、教育長が憲法に抵触する恐れがあると判断したというふうに答弁をされまして、また町長は教育委員会から上がってまいりました原稿からは、ためになる和尚さんの話ということで、すぐに特定の宗教に便宜を図る内容ではないと判断をしたと、このように答弁をされました。町長の答弁というのは、11月22日に町の弁護士に相談をされて、その後、出された見解を言われているのではないかと思いますけれども、その点についての説明を求めます。

また補正前の額というのは、当初予算額と同額でございます。当初予算には当然ながら企画に関する経費というのは、一切計上をされておられません。図書館側とい

うのは7月の始めごろ協会に対して助成金の交付の申請をしているようですけれども、企画の実施に伴う経費の捻出を行えば、図書館だけでその単独行動が可能であると、このように考えていたということなのではないでしょうか。またその教育委員会と図書館との関係というのは、どのようになっているのかもお尋ねをいたします。

また大台町の史跡巡りが実施をされております。図書館からの案内の文書の中には、必要経費として500円、資料代というふうにあります。補正予算の今回の補正予算の歳入には、その資料代分が計上をされてきてないわけです。入りが入っていないということですね。ということは、計上されてないので、徴収しなかったというのか、それとも徴収をしたけれども、歳入で入っていないのかという点についてもお伺いをいたします。

また図書館協会から助成金が、既に図書館に振り込まれているという答弁もございました。9月に受け取ったという答弁だったと思うんですけれども、補正予算の9ページには図書館活性化推進事業助成金20万円ということで計上されているわけなんですけれども、この補正予算から見れば、新たにまた助成金、補助がおりてくるのかという疑問が出てくるわけです。なければ歳出では財源を求めていますけれども、歳入欠陥ということになって、処理上は補正予算で対応しているという形にはなりますけれども、また新たに実施するような形になってくるのかということも疑問に思いますので、お伺いをいたします。実際には既にもう受けて事業も実施済ということになってきますよね。その点についてもお伺いをいたします。

最後に、支出負担行為決議書また請求書、支出命令書、教育委員会はこれら会計規則に基づく手続きをどのようにされるのかについてもお伺いをいたします。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（鈴木 恒君） 一つは実施済の部分につきましては、今、堀江議員がおっしゃられた部分、6事業を既に実施済でございます。第1回の運営協議会で諮られているのかという部分につきましては、大枠の中での部分で、それにきちんと該当するかどうかはわかりませんが、ある程度の方向性というものが、お話をしていただいたというふうに思っております。

それから広報の中止の措置については、一般質問の中でお答えしました、20条の法に抵触する恐れがあるのではないかという、表現の中ですけれども、そういう形で急遽中止をしたというようなことでございます。

それから、図書館との連携につきましては、一部行き違いと言いますか、趣旨の私どもの思いと、ちょっと行き違いがあったように、結果論ですけれども、思っております。

それから、史跡巡りの資料代については、大変申しわけないけど、把握はしておりませんでしたのですが、これはもしそうであれば、当然雑入なりそういう部分に上げる必要があるというふうに思いました。

それから、協会のほうからは既に9月15日に振り込まれております。これは実は三重県図書館協会の図書館活性化推進事業助成金交付要領の中に、6の交付としまして、助成金の交付は原則主催館の保有する口座を振り込むものとする。ただし振込口座を保有していない場合は、現金書留による郵送、直接の手渡しとすることができるという表記に基づきまして、図書館長のほうが処理したというふうに思っております。

これにつきましては、今まで一度図書館のほうから協会のほうへお尋ねをしたい時に、それでいいというご返事をいただきました。事業をやっていく中で、私どもとしてはどうもちょっと違和感というか、適切さに欠けるのではないかということで、再度11月11日だったと思うんですが、協会のほうへお尋ねを申し上げました。そうした時に、県内の中にはそういうことでやっているところ、また違う方法でやっているところということで、初めてお話を聞きましたので、これはまずいのではないかという思いで、11月22日に県の市町財政関係の指導のところへ行って指導を受けてまいりましたら、やはり適正ではないというような説明、指導をいただきましたので、今回、総計予算に基づきます中で、大変遅れて申しわけなかったんです。その部分では反省はしておるわけですけれども、そういう透明性という部分の中で、今回一部事業は実施されているものの、そういう形で適正な形に戻すべきではないかということで、補正させていただいたようなことでございまして、

助成金については今後、これに基づいた事業は、もう済んでおる、助成金についてはもう一度というか、このお尋ねの助成金の中で、もう一度事業があるのかといったら、今の残っておる一事業だけでございます。

支出負担行為につきましては、ちょっと私も明確なお答えは、ちょっとできかねる部分もあるんですけども、財務必携の中に予算措置なしで行った支出負担行為の流用によるというような追認という事項がありまして、そのようなことの中で、本来支出命令というのは、事業後できるものではないというふうに解釈してますんですけども、債権者と支払い先という部分の中で、担当課と十分協議しながらしていかなければならない問題であろうというふうに思っております。

○議長（大西慶治君） 企画課長。

○企画課長（東 久生君） 先ほど堀江議員さんのほうから、堀江議員さんが質問していただきました図書館についての中で、町長が答弁いたしました教育委員会からあがってまいりました原稿からは、ためになる和尚さんの話ということで、すぐに特定の宗教に便宜を図る内容ではないと判断したところでございますということで、お答えをさせていただきました。そのことについて、実は弁護士さんが判断した後のことと言ったのではないかというようなご質問だったと思いますけれども、広報に書いておるような内容をそのまま教育委員会から上がってまいりまして、通常教育委員会で当然講演内容等については、熟知をして判断しているということで、一般的にそういう一定の宗教を支援するような法に引っ掛かるようなものは、当然事前に各課で判断がされるものという常識の中で、このためになる和尚さんのお話というだけでは、宗教的な話をするのかどうか。当然しないであろうというのが常識であろうという判断の中で、こういった載せる、お知らせをするという判断になったというところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 失礼します。

堀江議員さんの後段の図書館協会から既にお金が振り込まれているのかというご質問と支出負担行為支出命令はどうするのかということにつきましては、ちょっと

教育課長に補足しまして、ちょっと答えをいたしたいと思います。

地方財務実務提要というのがございまして、ぎょうせいの出版ですけれども、その中に似たような事例がございまして、ちょっと読まさせていただきます。質問といたしまして、支出負担行為は予算に基づいて行われなければならないが、予算がないのに支出負担行為をして支払いにあたって、予備費の充当、予算の流用等により補正をした場合追認されるものとして差し支えないものと思われるかどうかということで、予算についてはこれは流用をしてということの、後から流用してということの質問ですけれども、答えといたしましては、地方公共団体が物品購入または請負契約等支出の原因となる行為をするには、法令または予算の定めるところにしたがい、これをしなければならないとされています。自治法の232条の3でございまして。

予算がないのに契約等の支出負担行為をすることは違法な予算執行となります。予算に基づかない支出負担行為をし、後で補正予算措置が講じられた場合については、当該契約は無効であるが、補正予算の措置がとられた場合は、契約時にさかのぼって有効となると解されています。しかし法令または予算に基づかないで支出負担行為をした、その違法行為が補正予算によって、行為の時に逆上って適法な行為になるのではなく、違法性が実質的に治癒されるに過ぎないと解されますというふうに、ぎょうせいではそういうふうに書いております。この中で補正予算によって行為の時に逆上って違法な行為になるのではなく、違法性が実質的に治癒されるに過ぎないということでございまして、私どもはこういうふうに解釈をしております。過去の違法性については、一般質問の中で町長が謝罪申しあげましたように、違法であるということで町長が謝罪を申しあげました。そして今私どもに今できることは、この違法性をいわゆるここに書いてございます治癒するように予算に計上して、総計予算主義に基づいて計上するだと考えておまして、今回20万円歳入歳出に計上させていただいております。

○議長（大西慶治君） 堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 今回の補正の対応というのは、治癒するだけのことで、疑

問は疑問で、もう何をとってみても執行部としては、教育委員会としては弁解のしようがないことだと思うんですけれども、先ほども教育委員会と図書館との関係、連携どういうふうになっているんやということで、一部行き違いがあったと思うというような答えもありましたけれども、一部どころやないと私は今回の問題は大変重大な問題だと思いますので、再度お尋ねをするわけですが、私、10月8日に情報公開条例に基づいて開示請求をしましたけれども、この中で私は会議録とそれから資料ということで、請求をしたわけですが、議事録については不存在通知ということで、会議録をつくってないということでした。

公開決定通知書においては事項書が添付されておりましたので、その事項書に基づいて質問をするしかないのです、議事録がないということで、活発に議論もしてもらったということで、一般質問の時は教育長も答弁をされていたわけですが、その事項書を見る限りは、この中で図書館の行事の企画・運営、図書館の展示の企画・運営という項目もあります。ここでそういう企画・運営は、ある程度この資料を見てみますと、うちわづくりとか、文章教室とかは入って、案ですから、7月に計画していたものが8月に延びたりとかという、そういうことはあり得ると思うんですけれども、この中でもそういった計画はこの資料を見る限りはありますけれども、その中で図書館活性化推進事業の申請、上限20万円ということが書かれております、事項書の中に。で対象とする事業が、研修会、講演会、学習会等というふうに書いてあるんです。

ということは、この7月1日に図書館協議会があったわけですから、この時点でこの交付金事業というものが、どういったものかということがわかっていたんじゃないかなと思うわけです、推測しかわかりませんが、議事録がありませんし、でも事項書にはこういうふうになっているんですから、この時点でわかっていたはずであろうと思いますので、聞くんですけれども、こういった事業も説明があり、協議会の会議で話をされて、この事業がちゃんとやっていく、これに基づいてやっていきましょう、いやこれはやらないほうがいいですよというような話し合いもなされたと思うんですけれども、こういう事業について予算とか、予算面でどうするん

だとか、補助金を受けるについては、町の予算書に上げやないかとか、いろいろ会計規則や法律に基づいてやらなければならないことというのが、実際わかってくるはずだと思うんですけれども、きちんと指導してあれば、今回こういった事態が生み出されるようなことがなかったと思うんです。

ここに大きな問題もあると思うんですが、この点についてもお伺いをいたします。

それから先ほど質問をいたしましたけれども、500円のこれが資料代の件で伺いますけれども、大台町の史跡巡りということで、回覧には大台町の史跡巡りとして、必要経費500円資料代というふうにあるわけです。これが先ほどどうなんですか、歳入に入っていないんですけれども、いいんですかという質問をいたしましたけれども、入りが入っていないということで聞きましたけれども、これは結局把握してない。でも雑入に上げやないかんと思いましたと言われましたけれども、取っていたのか、取ってなかったのか。取っていたらとしたら、やはり雑入で入りで上げやないかんとということになってくると思うんです。この点についての答弁を再度求めます。取っていたか、取っていなかったのか、その確認も含めてお伺いをいたしたいと思えます。

いろいろ問題はいろいろありますけれども、先ほども言ったように、20万円、予算だけを見れば20万円の歳入欠陥になってくるという、また繰り返しの質問になってくると思うんです。さまざまな疑問と、今回招いたその結果がこういう補正予算の対応になってしまったということで、再度伺うものでございますので、今聞いたことをきちんと答弁していただきたいと思えますし、それからその11月の弁護士さんの見解のお話もありましたけれども、それは和尚さんがどういった話をされるかなんていうのは、その時に行って聞いてみないと、誰が何をしゃべるなんていうことは、一切わからないことですよね。10月の私、副町長のところに訪ねていったのが、10月5日だったと思うんです。副町長のもとにこの和尚さんの話ということで、まず最初に副町長のところにお訪ねをして、こういったチラシがあるけれども、憲法に照らして見て大丈夫ですかというふうに伺いました。その時は副町長は何もご存じないようで、えっという話で、またちゃんと調べますという対応

をされました。

その後、私教育委員会に行きまして、課長にこういったことがあるけれども、いいんですかと言ったら、その時の時点では教育課長はもう中止をする措置をとったと、これはまずいということで中止しますというふうに言われました。私はまた課長と副町長室へ行って、私は行きましたけれども、いやいや課長に聞いたらなんかもう中止みたいにされているみたいですよという時に、私、副町長と一緒に課長と行ったじゃないですか。問題がなかったら、問題なしと思っていたら、そんな教育委員会で中止の措置をするって言わないじゃないですか。この点についても私は答弁については、納得できないものもあります。これ10月5日の段階では、教育委員会はまずいと思ったから、中止の措置を取っていたじゃないですか、この点についても再度答弁を求めます。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（鈴木 恒君） すいません。資料をあれしてませんので、休憩をお願いします。

○議長（大西慶治君） 質疑の途中ですが、しばらく休憩をします。

再開は11時20分とします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き質疑を再開します。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（鈴木 恒君） 失礼をいたしました。

連携の部分、図書館との調整連携の部分につきましては、最初ズレもかなりあったように自分も思っていたので、6月ごろに館長と私といろいろな意味で役場

のシステムというのは、今お世話になっております館長さんは、教育畑のほうで長くされていまして、役場にも一時みえたことあるのですが、その部分の役場的なお話をお願いいたしました。またそして、そういうことでしてきた中でしたので、連携についてはかなりだんだんとはよくはさせてはもらっておるんですけども、その当時としてはかなりズレはあったんだろうということで反省をしております。

それから、事項書の部分について、20万円の記載、(7)なのですが、これは6月下旬に開催されました協議会の総会の中で、こういうことがあるという情報を持ったので、7月1日にこういうものがあるという大まかな部分を話を、そこで採用して、細かい企画等については後日練っていったと、こういうことでございます。

それから、500円の部分につきましては、これは受け取っております。ただこの使い道としましては、各参加者の了承を得ながら、出席もらっとるということで、参加者のお茶、お菓子に全額充当しておるということでございます。

それから、和尚さんのお話の広報の部分について、副町長への連絡というのは、これは私の連絡が大変遅れたということで、大変申しわけないことであったというふうに思っております。そういうことで10月5日の堀江議員がおみえになった時の処理については、私の副町長への報告が大変遅れたんだというようなことで、大変申しわけなく思っております。以上です。

○議長（大西慶治君） 副町長。

○副町長（余谷道義君） 広報の件でございますけど、和尚さんのお話ということで、広報の内容を見せていただきまして、文面だけの話なんですけど、町民の皆さんにとっていい話ができるのであればという判断の下にさせていただきました。内容的なことについてまで、当然例えば宗教的な話、うちの宗教に入ってくださいというような話をされるというようなことは、ちょっと想定もいたしていなかったということで、その辺はちょっともう少し配慮が足らなかったのかなというふうに思っておりますけれども、堀江議員さんのご指摘もございまして、そういう形でさせていただきましたけれども、現下のほうの判断の中で、とりやめということでございましたので、そのようにさせていただいたということでございます。よろしくお願

いしたいと思います。

○議長（大西慶治君） 堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 堀江です。先ほども答弁をいただきましたけれども、教育委員会と図書館の連携の問題につきましても、6月の時点で役場のシステムとか、行政とはこういったものであるという、そういうお話もしていたようではありませんけれども、でも7月の段階でもっと気づいていれば、こういった事態にもならなかったし、きちんと計画を立てて、図書館協議会の中で計画を立てて、予算の流れ、会計規則、そういったものの仕組み、こういったものを教育委員会自身がきちんと伝えてあれば、こういった実態は起こらなかったのではないかと思います。再度答弁を求めます。

それから500円の資料代の使い道、これは受け取っているということで、参加者のお茶、お菓子に充当した。こういった措置はこれが、こういったことがいいのか。予算できちんと500円取ったのであれば、歳入で上げなくていいんですか。お茶に充当していいんですか、お菓子に充当していいんですかという疑問がありますので、その処理についてもお伺いをいたします。

それから一番初めにお伺いをした、最後に聞いた支出負担行為決議書とか、支出命令票がありますけれども、そういった日付って、何日の日付にしてされるのか。偽装するんですか。どんな日付にされるの、つくるということですか。この点については、後々大きな問題になってくると思うんです。今回の補正予算で会計上は処理をしているような形ですけれども、実際に行われてきた状況と、今後の流れについては大変もっと今後、あとに影響が及びますし、決算でもまたどうなるのかということで、問題になってくると思いますので、再度お伺いをいたします。

○議長（大西慶治君） 教育課長。

○教育課長（鈴木 恒君） 事務の連携については、議員おっしゃるとおりでございまして、当時に私がもう少し細かい配慮をして、図書館長ともそういうところまで話しておれば、本当に防げた話でございまして、その点については大変深く反省をしております。

そのことで今後は特に先だっても館長との話はさせてはいただいたんですが、今後はこういうことは絶対ないような形で、お互いにより一層の連絡を密にしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

ただ今の500円の話なのですが、私の解釈としては参加者から500円預かって、それを便宜上そろえて買わせていただいて、元へ戻せというようなことでございますので、別段こちらへ預かってわたすということになれば、それはそれでいいのではないかというようなことを思っております。

そういう形で便宜上、500円を預かってしたということで、予算へ上げる必要はないというふうに思います。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 失礼します。

500円の資料代につきましては、チラシでは資料代というふうに表記して、これはちょっといかなものかなと思いますけれども、いわゆる弁当が必要ですので、弁当代500円もらいますよというような感じで、茶、お菓子をその中で買わせていただいたということで、事業の中の事業の一環としての中の500円ではないということで、予算には計上してございません。

それと支出負担行為についてでございますけれども、予算、今回20万円を認められました段階で、一たん現在の段階では図書館のほうで支払いをして、図書館のほうというか、図書館が図書館協会からのお金で支払いをしておりますけれども、それがいわゆる立替え払いというような形で、今度は図書館が立替え払いをするという、いわゆる図書館自体が債権者になって、9款のほうへ請求をするというような形でさせていただきたいと考えておりますけれども、これについてはそれが違法であるかどうかということ、まだちょっと検証は済んでおりませんので、これについては会計監査員なり会計のほうで、十分議論をして、それがもしこれが違法であるということが結論が出ました段階で、いわゆる執行については、認められた現予算20万円の執行については、それぞれ歳入歳出2万円の部分になるかと考

えておるところでございます。

○議長（大西慶治君） 教育長。

○教育長（村田文廣君） 今回の件につきまして、教育委員会事務局の一番の責任者が私でございます。先ほど堀江議員さんも申されましたけれども、今回のことに関しては本当に弁解の余地がございません。後で気がついたということにはなりませんけれども、それはやはり先ほどから言われております連携が足りなかったということでございます。あくまでも最終的には私がきちっとその辺りをしなければならんということでございます。

今後ですね、また図書館長ともまた今まで何回か話も持ってきておりますけれども、また持ちながら、今後このようなことがないように、また私自身もまだまだ学習していかなければならない部分がございます。なかなか行政のことについて、特に予算あたりのことについては、まだまだ素人のこともございますので、地方自治法等の総計予算主義というあたりも、まだまだ私も把握をしておりませんでしたので、そのあたりも含めまして、今後しっかりと学習して、また今後こういうことのないように、気をつけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

元坂議員。

○7番（元坂正人君） 19ページの工事請負費、それから21ページの負補交で次世代に継ぐ森林づくりということで、ちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、工事請負費これ42万9000円、これは大谷火葬場に、地域の堆肥の設置工事ということで、どのようなあれで建てられるのか。

それと、次世代に継ぐ森林づくりモデル事業補助金275万円ということで、負補交のほうにございますけれども、これはどのような道をつけるのか。それから道路、林道か作業道路か、何か、どこへ向いてモデルということで、どこへ付くのか。それを先にちょっと聞かせてください。

○議長（大西慶治君） 生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） 大谷火葬場跡への地域用堆肥舎設置工事につきまして、ご説明をさせていただきます。

この建物につきましては、ビニールハウスを予定させていただいております、間口が4.5m、奥行8mというふうなことでございます。佐原区の本年度から取り組んでおります生ゴミを堆肥にするというコンポストの事業を進めさせていただいておりますけれども、佐原区の中で10名程度のグループができて、二次発酵をするというふうな形で、それらのグループの中で、自分たちで独自に取り組みをしていきたいというふうなことが発生をしております、町としましてもこれからはこういったグループが、それぞれの地区に発生をすることを予測して、それを歓迎しておるわけなんですけれども、そういったことを町の取り組みとして、これから展開していきたい中のことで、これが発生してきたわけでございます。どうしても新年度までは待てない、今何とかしてほしいというふうな地区の強いご要望もありましたものですから、この補正を計上させていただいたというふうなことでございます。

ビニールハウスにつきましては、台風の風等も非常に影響は出てくるのですけれども、あの地形から見ますと、台風時の風の影響をそんなに受ける場所ではないであろうというふうな形の中で、グループからまた区のほうからのご要望をいただいておりますビニールハウスを選択をさせていただいたというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大西慶治君） 産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） 21ページの次世代に引き継ぐ森林づくりモデル事業につきましての内容をご説明させていただきます。本事業につきましては、下真手地内における山林をモデルとさせていただきます、当初の計画では62haを計画しておりましたが、実測面積といたしまして、64haに変更したものでございます。またこの中には作業路を開設しまして、H型集材等を取り入れながら、今後の維持管理に経費節減ができる集材施設の取り方を、作業路とH型集材、またはそこにおける林層についての調査をするための事業でございます。ご理解をいただきたいと

思います。

○議長（大西慶治君） 元坂議員。

○7番（元坂正人君） まず大谷の火葬場の跡ということで、ビニールハウスということで、これこのぐらいの金額でいいのか。またこういうモデル的に各地区でもいろいろお話が今後あるかと思うんで、こういういい事業なら、どんどんと取り組んでいただいて、そのようなことを推進をしていただければ、ありがたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、もう一方のほうのほうですけども、課長のほうからご説明のございました下真手ということで、お聞かせさせていただいて、作業路というふうに承ったんですけど、作業路でよろしいんですか、路やね。これはどこの持ち主とか、何か、初めてする事業ですか、町として。初めてですか。

○議長（大西慶治君） 産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） この事業は先ほども言わせていただきました、一つの下真手の報徳社の山を使用しまして、作業路とH型集材という集材機を使いまして、今後の山林の経営の中で、経費節減をするためにはどうしたらいいのかということが重きに、作業路を付けてその作業道を使いながら、集材施設を使ってそれぞれの樹木を搬出するという事業で、モデルとして取り組む事業でございます。中にはまたその中の樹木については、これまで植えたものについて、適正な植栽をしたのかどうかということの検証もしながらやっていきたいというモデルの事業でございます。以上でございます。

○議長（大西慶治君） 元坂議員。

○7番（元坂正人君） 個人の山を使われるわけですか。

○議長（大西慶治君） 産業課長。

○産業課長（野呂泰道君） 下真手の報徳社が主でございます。下真手、報徳社の山が主でございます。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

直江議員。

○6番（直江修市君） 8ページ環境衛生費県補助金ということで、基金補助金を受けて12ページ健康ふれあい会館省エネ改修工事に充当ということでもあります。省エネ改修工事、これは太陽光発電システムの導入ということの説明がございました。

質問は太陽光発電システムのパネルはメンテナンスフリー、補修不要として売られ、故障しないという印象を持たれてきました。ところがということで、最近非常にトラブルが相次いでおるといふ報道がございます。もっとも多いのは、発電した直流電力を、これは家庭で使える交流電力に変換する器具の故障、次いで太陽の光エネルギーを直接電気に変換する太陽電池パネルの故障というようなことで、出ておるようなんです。そのことをまず危惧がないかどうかですね、お聞きをいたします。

それとトラブルの起きる原因としましては、熟練した技術を持たない事業者が少なからずいるということでもあります。町のこの導入につきましては、お聞きしますと、京セラとシャープというメーカーがあるようなんですけれども、どういうふうな発注の仕方をしていくのかという点です。

太陽光発電システムの施工者になるには、各メーカー指定の工事事業者証明書を取得する必要があるということなんで、当然発注の際にはそういったことの確認とか、そこらをどういうふうにご考えておるのか、伺いたいというように思います。ちなみにトラブルを避けるためには、実績10年以上の施工者選びが必要というようなことも言われておりますけれども、一般的に公共工事でございます。これ指名業者という形になるのか。見積もりという形になるのか。そういった形だけで今申しましたようなトラブルが発生しないような措置が講じられるのか、特に初めての導入ということでもありますので、発注方法等、メーカー選びあるいはこの事業は雇用の増進というようなことも目的とされておるようなんですけれども、そういった点について伺いたいと思います。

17ページ説明におきまして、川添保育園改修工事設計業務委託料が、9月補正で70万円計上で、460万円の増額補正で116万円になるということでありま

す。担当課にお聞きしますと、9月補正で上げた段階での設計業務委託料においては、改修工事費を1200万円と見ておったようなんですけれども、これが1700万円ぐらいにふえることに伴うものということなんですけれども、9月補正段階でのこの1200万円という概算工事費を出されたことと、今度上がるという形になるということについて、まだ全然設計に入っていないというように思うんですけれども、この段階でなぜそういったことが判明したのか。その点をお聞きします。

19ページ、先ほど環境衛生費で元坂議員からも質問がございましたけれども、地域用堆肥舎設置工事ということで、施設がつくられます。土地も町有地でありまして、この堆肥舎を利用した生ゴミの堆肥化ということについては、それはそれでいいと思いますけれども、財産管理上、どういうふうにしていくのかについて伺いたい。

○議長（大西慶治君） 生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） まずはパネルまたはその支えるためのシステム等におきます製品の寿命等でございますけれども、一応私が調べさせていただいたメーカーによりまして、パネルとしましては保証期間が10年、製品の寿命としては20年というふうなことでございました。

それを支えますシステム全体の構築物につきましては、保証期間が10年で製品寿命は15年というふうなことを申されております。ただ現に動いておりますその会社のパネル等につきましても、25年を経過してもなおかつ設置後の90%以上の性能を発揮して稼働しておるというふうなことを申されておられました。

この事にかかります設置後の費用というものが発生しております。メーカーのこの保証を受けるためには、1年は無料なんですけれども、4年目に有料で、8年目に有料というふうな形の定期点検が実施されることが条件となっております。定期点検1回あたり2万円程度の費用がかかってくるというふうなことでございます。この費用を負担することによりまして、10年間は台風等によって飛来物で太陽パネルが損傷したこと等につきましても、すべてメーカー側が保証していくというふうなことを聞いております。

次に、導入につきましての工事の発注等によるものでございますが、議員が申されましたように、そのような経験年数が要る業者でなければならないというふうなことでございますので、町内の電気業者では恐らくこういった経験のある業者は少ないかと思えます。そうなってきますと、それを踏み出すものになれば、下請けでそれを使う、もしくは分離発注をする。こういったことを考えながら、製品の工事発注をしていかざるをえんのかなというふうなことを思っております。

続いて、ハウスのことでよろしいでしょうか。大谷に建てますビニールハウスにつきましては、一応動産というふうな形で、基本的には各字へ建てていただきましたストックヤード、紙のストックヤードのような形の中で、備品管理をしていきたいというふうな考えております。ただ土地等につきましては、公有地でありますので、地元佐原区との土地の覚書または契約による貸借の契約をする必要があるかというふうに思っております。

○議長（大西慶治君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（磯田諄二君） 川添保育園の設計委託料ですけれども、当初の9月補正で70万円の予算を計上させていただきました、それから工事費が約1200万円に相当する設計委託料が70万円ということでしたんですけれども、その後、9月補正の終わった後から、浄化槽の単独浄化槽から合併浄化槽に今度変えたいという希望を持っているんですけれども、当初は浄化槽の位置もいまの位置でという考えでしたんですけれども、いろいろ例えば清掃であったすると、車が入れないという観点から、何かホースを子どもたちの部屋をして通してさせておるといようなことが、ちょっと後から報告を受けまして、これではちょっと具合が悪いということで、浄化槽の位置を丸々車の入る前面というんですか、前のほうへ持っていきうやということになりまして、その分に対する工事費などもぐんと上がってきました、約1600万円から1700万円ぐらいの工事費になるというのを、これちょっと見積もってらったんですけれども、そういうことから、それに伴って設計委託料のほうも46万円上がってくるということで、今回このような補正をさせていただきました。

○議長（大西慶治君） 直江議員。

○6番（直江修市君） 太陽光発電施設の導入についてお聞きしたんですけれども、太陽電池パネルというのはシャープと京セラだけみたいに聞いたんですけれども、それを踏まえて、町発注をすると、とにかくその段階では受注業者がどちらの京セラを選ぶのか、シャープを選ぶのかというようなことを任せるといふ形になるのか、その工事そのものというよりも、どういう太陽光発電を選択するかというふうにはちょっと限られてくるのではないかというふうには思うんですけれども、一般の公共工事の発注ではないように思いますので、その点をちょっと行政側はどんな発注の仕方をするのか。単純に一般競争入札とか、指名競争入札とかというようなことには馴染まないような導入になるというふうには思いますので、もう少し説明を求めたいというふうには思います。

競争入札になれば当然競争ですから、そこで入れる金額が違ってきますよね。そんなんでも単純に安いところへ発注するというようなことで、いわゆる性能を確保できるかというふうなところもあると思うんですね。ですから機種を選定することが大事なのか、それは私どもはわかりませんが、どういうところに力点と言いますか、選択の考え方を置いてしていくのか伺いたいです。保証云々というのは、それはそれでいいと思うんですよ。10年も何年もというのはいいと思うんですけれども、まずその発注の方法が今までの公共事業の発注とは別のようには私思います。

今までも性能発注方式というのは採用されてましたよね。そんないわゆる契約方法もあるということで、それが今も生きておるのかどうか、ちょっと確認しませんけれども、ということですので、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（大西慶治君） 生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木好喜君） 太陽光発電工のメーカーはどのように決定するかというふうなことかと思うんですけれども、現在私の調べさせていきましたメーカーとしては、シャープ、京セラ、サンヨー、三菱、これが四大メーカーというふうな形の中であるようでございます。それぞれのパネルでの発電効率、または発電量、

後はそのメーカーの保証期間、保証内容、そういったことで後、安価であるかどうかというところを、いろいろなそこを判断しながら、業者を決定していく必要があるかなというふうなところでございます。

先ほど一部業者の例を上げまして、その保証の内容等について申し上げましたけれども、そのような内容がすべての業者がすべて同じではないものですから、その保証内容も違ってきておりますものですから、その保証の内容、要するに台風や火事、落雷の被害にあっても保証するメーカーもございますものですから、そういったことがどれぐらい優位なのか、もしくは太陽パネルの発電の効率がどれぐらいいいのかというふうなところも判定の材料になるかと思えます。そういったことにつきましても、中で設計委託料等も上げさせていただいております。そういったことを含めまして、設計業者等にそこら回りの判定等につきます資料または見積もり、そういったものを聴取しながら、機種の設定をさせていただいたかざるをえんのかなというふうなことを思っております。

そういった機種の設定をさせていただいた中で、そういった設計を組んでいって、入札にかけていくというふうなことになろうかと思えます。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「あります」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） まず原案に反対の発言を許します。

堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 議案第82号に反対の立場から討論をいたします。私は住民の皆さんの願いを議会に届けるということで、さまざまな住民要求を一般質問等々で行ってきました。そういった住民の皆さんの願いが、要求が反映された今回の補正内容では、三瀬谷駅前の駐輪場の照明の設置工事、それからヒブクチン等

の委託料や助成金ということが、盛り込まれた予算ではございますけれども、片や一方行政のチェック役として議会で頑張りますと、皆様にお約束をしてこの場に立たせていただいております。今回の補正内容を見ますと、そういった立場から、チェック機能を果たしていくということが、議員の大切や役割ということで、今回の補正の中身にいたしましては、図書館事業において、図書館活性化推進事業助成金、これは既に図書館が、三重県立図書館内に事務局を置きます、三重県図書館協会より入金を受け、これは因みに同協会に対しては、町は年会費1万4000円を支払っているわけではございますけれども、こういった入金を受けて、支出済となっている金額があるなど、おおよそ歳入歳出予算と言いがたい実態であります。

そして広辞苑には、予算とはあらかじめ算定すること、会計年度における国または地方自治体の歳入歳出の計画、議会の議決を経て成立するとなっております。今回の事態は、一般的に言っても考えられない、そういった状況が生まれていると思います。また図書館費については、報奨費、需用費、役務費とともに図書館法における図書館奉仕としての大台町の寺巡り34カ所の写真展、これは10月9日から17日に実施をされておりますし、大台町の史跡巡り、これは10月22日実施済等々、既に済んでいる事項でございます。支出負担行為さらに支出もなされております。12月18日実施予定であります「昔の遊び、あの頃のおやつ」と、こういった企画に対しても12月広報においては、既に広報を掲載されております。

法の予期するところでない事態が、今回続出しております。予算を認めるとか、認めないかといったような、そういった次元を乗り越していると私は考えております。教育委員会の責任が厳しく問われるのではないかと思います。また選挙作業電算委託料につきましては、投票所が26カ所から14カ所に減少されるといったことに伴う経費でございます。投票者の減少というのは、有権者である住民の皆さんに不便をもたらします。以上の理由によりまして、本案に反対をいたします。

○議長（大西慶治君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) これで討論を終わります。

これから、議案第82号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(大西慶治君) 起立多数です。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長(大西慶治君) 途中ではありますが、しばらく休憩をいたします。

再開は13時ちょうどといたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(大西慶治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号の質疑・討論・採決

○議長(大西慶治君) 日程第8 議案第83号「平成22年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第83号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(全 員 起 立)

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号の質疑・討論・採決

○議長（大西慶治君） 日程第9 議案第84号「平成22年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「あります」と呼ぶ声あり)

○議長（大西慶治君） 堀江議員。

○1番（堀江洋子君） 在宅介護の点でお伺いをいたします。

12月3日に社会福祉協議会の理事会がございまして、その中におきましても宮川地域の旧宮川村、宮川地域の在宅利用者がふえてきているということで、事務局のほうから説明がございました。登録ヘルパーさんでは、なかなか追いつかないということで、臨時職員の方も一人入られたという状況だそうです。町におきましてもそういう大台町は細長い地域的な面もあると思うんですけれども、町として在宅介護の方がふえてきている要因などにつきまして、どのように把握をしていらっしゃるのかについてお伺いをいたします。

○議長（大西慶治君） 健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（大滝安浩君） まず堀江議員さんの在宅サービスについて、どのような状況かというご質問でございますけれども、確かに在宅サービスというの

はふえてきております。と申しますのも、大台町全体で考えましても、高齢者の方がだんだんと年を重ねてくるというふうなところもありますし、施設のほうも空きが少ないというふうなところで、在宅サービスを利用される方がふえてございます。

先ほど宮川地域のことをおっしゃいましたけれども、宮川地域につきましても、やはり高齢者数というのは、ここ1年半あまり変わっておりません。しかし、在宅の利用者数というのがふえているというふうなところで、またヘルパー事業につきましても、人数的にはあまり変わりはないんですけれども、一人あたりの派遣する回数がふえているというふうなところから見ましても、やはり介護を必要とする方が重度化してみえるのではないかというふうには私は考えております。

それと宮川の登録ヘルパーさんを含めて常勤の方と、ヘルパー派遣をしてもらっているわけなんですけれども、登録ヘルパーさん、宮川のほうの社協さんにお聞きしますと、15人ほどみえるということなんですけれども、登録ヘルパーさんにつきましては、時間的な制約があって、この時間帯やなけりゃいかんというふうなところがありますので、なかなかヘルパーさんの配置が難しいということは、お聞きしております。以上です。

○議長（大西慶治君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第84号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第85号の質疑・討論・採決

○議長（大西慶治君） 日程第10 議案第85号「平成22年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第85号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（大西慶治君） 起立多数です。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号の質疑・討論・採決

○議長（大西慶治君） 日程第11 議案第86号「平成22年度大台町国民健康

保険病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第86号は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

○議長（大西慶治君） 暫時、休憩します。

（午後1時09分 休憩）

（午後1時11分 再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第89号の上程～採決

○議長（大西慶治君） ただいま、町長から議案第89号が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(大西慶治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第89号「平成22年度大台町一般会計補正予算(第12号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(上瀬勉史君) 失礼します。

議案第89号 平成22年度大台町一般会計補正予算(第12号)につきまして、提案理由のご説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6081万円を増額し、総額68億2324万3000円とさせていただきました。

まず歳入からご説明申し上げます。予算書の5ページを見ていただきたいと思います。不動産売り払い収入といたしまして、中段でございますけれども、649万円を増額いたしました。これは普通財産として管理しております江馬地内にある旧保育所跡地3筆を、それぞれ1区画ずつ公売により売却することに伴うものでございます。

集中改革プランで進めております、普通財産の売却の一環の一つでございます。

11号補正に上程することを念頭に準備を進めてまいりましたが、うっかりと見落としてしまいましたことにより、今回追加でお願いするものでございます。

この財産売り払い収入の計上時期につきましては、種々ご議論あるところでございますけれども、議会との調整の中で行っていくのが適当であるとの考えから、9月議会で早い段階に予算計上の旨を申し上げているにもかかわらず遅れてしまいました。このことにつきましては、お詫びを申し上げます。大変申しわけございませ

ん。

そしてカーボンオフセットクレジット売り払い収入についても増額をさせていただいております。司法取引の関係もありタイムリーに予算計上できないこともございますけれども、公有財産の場合と同様になるべく早く計上するのが適当であるとの考えから、今回契約済の分と契約予定のキャノンの分を合わせて、補正をさせていただきます。448万3000円でございます。

また一般質問の中で、町長がお答えいたしましたように、国の第1号補正により地方交付税が増額しました分4983万7000円も増額をしております。

続きまして、歳出でございます。次の6ページでございますけれども、カーボンオフセットクレジット売り払い収入を財源といたしまして、自然との共生基金448万4000円を増額しております。また小学校費の工事請負費207万4000円の追加につきましては、日進小学校の体育館のバスケットゴールの一部が破損したことに伴います補正でございます。なお余りました財源につきましては、財政調整基金積立金として積み立てを計上しております。以上、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西慶治君） 暫時、休憩いたします。

（午後1時14分 休憩）

（午後1時15分 休憩）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大西慶治君） しばらく休憩をいたします。

再開は1時20分とします。

（午後1時15分 休憩）

（午後1時20分 休憩）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 大変失礼いたしました。

公有財産の売却についての資料をお手元に配らせていただきました。経過と土地の概要についてしたためてございますので、ご覧いただきたいと思います。

○議長（大西慶治君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本議員。

○3番（山本勝征君） この不動産売却の件で、図面の2枚目、拡大してある図面の町有地の424-2という、これは民有地というのか、町とは全然関係のない土地やとは思いますが、その人がどこの土地なんかということ1点お聞きしたいと思います。

それから現況、きちっと今まで管理できておったのかどうか。時々あそこへ葬式へ行くんですけども、余り記憶がないので、荒れておったような気がしておるんですけども、その管理は今までもう結構な年数が、新保育園になってからたつんですけども、どういうふうにされておったのか、そういうようなところをお聞きしたいと思います。

それから、鑑定したのはどこが鑑定したのか。鑑定士というんですか、その辺のところちょっとお聞きしたいと思います。今までの管理の状況をですね。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 山本議員さんのほうから3点ほどご質問をいただきました。1点目と3点目にはちょっと後からお答えをさせていただきたいと思います。管理地につきましては、総務課の管理でございます。

そして実際のことを申し上げますと、江馬の区長さんが草刈りをしていただいております。荒れ

ているということはないと思います。

それで424の2が私有地なのか、民有地なのかということでございます。それと鑑定士のご質問でございますけれども、ちょっと休憩をお願いします。5分で結構です。

○議長（大西慶治君） 会議の途中ですが、しばらく休憩します。

再開は1時30分とします。

（午後1時24分 休憩）

（午後1時30分 再開）

○議長（大西慶治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 大変失礼いたしました。

山本議員さんのご質問にお答えをいたします。424番地の2につきましては、町有地でございます。

もう一点、消防小屋が一部かかっております。消防小屋ですな。不動産鑑定につきましては、西部不動産鑑定株式会社でございます。

○議長（大西慶治君） 山本議員。

○3番（山本勝征君） なぜ鑑定士を聞いたかということ、鑑定士を聞いて値段がどうとかいうことが言うわけでは私はなかったんですけども、平米あたり約5000円なんですよね。ちょっと算定ちょっとずつ違いますと、そうすると坪で言うと1万7000円まで、1万6500円ぐらい、江馬の土地が余りにも安いので驚いたということなんです、これも私ら若いころは、40年前ですけども、江馬の銀座というふうな形で話をしていたころなんですけれども、それが合併によって役場がなくなって、だんだん過疎化してしまっただと。それに伴って商店もなくなって、

人もおらんようになって高齢化して、そして土地が恐らくバブルのころは7万、8万円していたところだと思うんですけども、それがわずか1万6500円あるいは1万7000円のような状況になってしまったと。これも情けないかな合併して、庁舎がこんなところへ移ってしまったというのも原因だと思います。というのはこの間、大西縫工所へ売却した弥起井の離れ地が、約1万7000円やないですか、旧の大台町の何は、それと江馬の中心が一緒であるということから、非常にそういうような感想を持って聞いたということなんです。

それで質問は3筆一遍に一括して売ることか。1筆ずつ売ることか、その辺のどこをどういうふうに考えておることか、お聞きしたい。前段は感想でした、はい以上です。

○議長（大西慶治君） 総務課長。

○総務課長（上瀬勉史君） 山本議員さんのご質問にお答えいたします。

3筆ございまして、1筆ずつ1区画として売ります。

○議長（大西慶治君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（大西慶治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（大西慶治君） 起立全員です。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

○議長（大西慶治君）　これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回大台町議会定例会を閉会します。皆様お疲れ様でした。

（午後1時34分　閉会）